

岩木川流域治水宣言

～水害からみんなで津軽の人々の「いのちと暮らし」を守る防災減災の推進～

【流域治水の背景】

近年、毎年のように日本各地でこれまでに経験したことのないような豪雨により、深刻な水害が発生している。令和元年東日本台風では全国の142箇所ですべて堤防が決壊し、甚大な被害が発生しており、令和2年7月には九州や山形県において計画規模を超える水害が発生している。

岩木川流域においては過去には昭和33年8月、昭和50年8月、昭和52年8月に大規模な水害が発生し、近年でも平成25年9月に弘前市大和沢において観測最大の大雨、板柳町の幡龍橋観測所で過去最高水位を記録し、浸水被害が発生している。

また、気象庁の全国51地点での観測結果によると、1901年からの30年間と1990年以降の30年間とは、100mm以上及び200mm以上の大雨の日数がいずれも増加しており、発生頻度がそれぞれ1.4倍、1.7倍に増えているなど、気候変動による影響は顕在化している。

そのうえ人口減少や少子高齢化の進行により地域社会は大きく変化し、町内会など自主防災組織の弱体化が進むと高齢者の避難支援などへの影響や水防団員の減少による地域防災力の低下が危惧されている。

このような気候変動や社会動向の変化を止めることは難しく、このまま進めば水害リスクはますます増大することとなり、堤防が決壊するなど、施設能力を超える水害が発生することが懸念されるため、あらゆる関係者が社会全体で災害に備える「流域治水」を進めることが重要である。

【岩木川流域治水の基本方針】

岩木川流域の市町村は古くから一つの生活圈を形成していることや津軽平野の氾濫は市町村を隔てることなく広域に拡散することから、流域内の地域住民、企業、13市町村、県、国の機関などが日頃から水害に関するリスク情報を共有し、連携して水害リスクの軽減に努める必要がある。

水害発生時には、流域住民の「命と暮らしを守ること」を最優先に、「社会経済活動の速やかな回復」と「致命的な被害を負わない強さ」を備えた地域社会の構築に向けて、以下の5つを基本方針として取り組んでいく。

- 1 河道掘削、樹木伐採等の基本的な河川整備を計画的に進めるとともに、関係機関の連携により既存ダムの洪水調節機能の強化を図り、治水機能の安全性を向上させる。
- 2 市街地における深刻な内水被害を回避するため、雨水幹線等の浸水対策を講じ、住民の安全・安心で快適な暮らしの実現を目指す。
- 3 中下流の平野部で氾濫が生じると広範囲に浸水が拡散することから、降った雨をできるだけ地域において貯留し、川へ流れ出てくることを抑制する対策を行う。
- 4 市街化区域の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、水害に対する危険性が低いエリアに居住誘導区域を設定し、浸水リスクの低減を図る。
- 5 地域住民に対し、自らの地域の水害リスクについて、気候変動も踏まえた情報を提供するとともに、講習会等の取り組みにより防災意識の向上を図り、より安全な行動を取ってもらえるように促す。



令和3年3月30日

岩木川流域治水協議会